

役員向けコンプライアンス研修 のご案内

コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードは、【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】において、取締役・監査役に必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を求めています。

EY Forensicsでは、役員向けコンプライアンス研修を通して貴社の取締役・監査役に必要なトレーニングの機会をご提供します。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
Forensic & Integrity Services
(Forensics)

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー

Tel: 03 3503 3292
E-mail: forensics@jp.ey.com

コーポレートガバナンスにおけるコンプライアンス対応の重要性

2015年6月1日にコーポレートガバナンス・コードが施行されました。同コードでは「コーポレートガバナンス」は、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」と定義されています。

コーポレートガバナンスの目的は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにありますが、その達成には、①会社の迅速・果断な意思決定を実現すること(いわば、「攻めのガバナンス」と)、②健全な事業活動倫理に基づき行動すること(いわば、「守りのガバナンス」)のバランスが重要となります。

コンプライアンスは、「守りのガバナンス」において重要な役割を果たします。取締役、監査役は、会社の目的の達成のため、「攻めのガバナンス」だけでなく、常に「守りのガバナンス」を意識し、適切なリスクテイクの裏付けとなるコンプライアンスリスク管理体制の整備に向け、それぞれの役割や責務を十分に発揮していく必要があります。

役員向けコンプライアンス研修の必要性

コーポレートガバナンス・コードでは、【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】において、取締役・監査役は上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきであるとされています。

そのため、上記原則を含む全コードの適用のある上場会社の取締役・監査役は、就任の際のみならず、就任後においても、必要に応じ、これら知識を継続的に更新する機会を得ることが求められます。

グローバルにおける最新のリスクトレンドに精通した専門家集団であり、不正対策・コンプライアンス専門サービスラインであるEY Forensicsが、上場会社の取締役・監査役に求められる研鑽の機会として、コンプライアンス研修をご提供します。

EY Forensicsの強み

多様な専門家集団

公認会計士、公認不正検査士、弁護士、当局出身者、リスクコンサルタント、eDiscovery専門家、サイバーセキュリティ専門家、データ分析専門家など多様なバックグラウンドの専門家が研修講師を担当

最先端のグローバルナレッジ

全世界約70カ国に4,500名超のプロフェッショナルを擁するEY Forensicsのグローバルネットワークを活用し、コンプライアンスや不正に関する国内外の最先端のナレッジを集約するとともに、製薬、自動車、金融、テクノロジーなど各業種特有のリスク・規制等にも精通

EY Forensicsが提供可能な役員研修

全般的なコンプライアンス・不正リスクをテーマとした研修や、特定のリスクをテーマにした研修など、貴社のニーズに合わせた研修をご提供します。

コンプライアンス

- ▶ 企業ガバナンス向上の社会的要請
- ▶ 経営環境の変化と企業不祥事
- ▶ 企業ブランドと社会的責任レベルなど

不正リスク

- ▶ 不正のスキーム
- ▶ 不正のトライアングル
- ▶ 不正事例の考察など

贈収賄リスク

- ▶ グローバルにおける贈収賄リスクの現状
- ▶ 当局による摘発の動向
- ▶ FCPAの基本的理解
- ▶ 有効なコンプライアンス・プログラムなど

競争法リスク

- ▶ カルテルの基礎知識
- ▶ カルテルリスクの特性
- ▶ 当局による摘発の動向
- ▶ 有効なコンプライアンス・プログラムなど

海外子会社不正リスク

- ▶ 海外子会社における不正事例
- ▶ 不正の防止・発見における現場の実状把握の重要性
- ▶ 効率的・効果的な海外子会社モニタリングのポイントなど

サイバーセキュリティリスク

- ▶ デジタルフォレンジックについて
- ▶ 近年のサイバー攻撃の傾向
- ▶ サイバー犯罪が事業に影響を与えたケース
- ▶ IT内部・外部不正の対策ポイントなど

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人 Forensic & Integrity Services(Forensics)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

Tel:03 3503 3292 E-mail:forensics@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革 および事業を支援します。アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務 およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp